

HANASUI事件 —商標法3条1項3号該当性、同条2項該当性が争われた事例—

知財高裁令和8年6月16日（令和7年（行ケ）第10118号）
（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）

知的財産法研究会
室谷法律事務所
弁護士 室谷 和彦

第1 事案の概要

1 特許庁における手続の経緯等¹

(1) 原告は、令和5年2月22日、以下の構成からなり、指定商品を第10類「鼻水吸引器」とする商標（以下、その出願を「本願」と、その商標を「本願商標」という。）について、商標登録出願をした（商願2023-18341号）。

（本願商標）

HANASUI

(2) 原告は、令和5年7月27日付けの拒絶理由通知書を受け、同年10月17日、意見書を提出したが、同年11月29日付け拒絶査定を受け、令和6年3月7日、拒絶査定不服審判請求をした（不服2024-4080号）。

(3) 原告は、令和7年6月3日付けで手続補正書を提出し、本願の指定商品は第10類「家庭用鼻水吸引器」と補正された。

(4) その後、特許庁は、令和7年10月16日、「本件審判の請求は、成り立たない。」とする審決（以下「本件審決」という。）をし、その謄本は、同月30日に原告に送達された。

(5) 原告は、令和7年11月27日、本件審決の取消しを求めて、本件訴えを提起した。

1 本願商標の経過情報・審判記録は、J-platpat から閲覧できる。
<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/h0000>

2 本件審決の理由の要旨

本件審決の理由は、要旨以下のとおりである。

(1) 商標法3条1項3号該当性

本願商標は、ややデザイン化された書体で「HANASUI」の欧文字を横書きしてなるところ、本願商標の構成全体として「HANASUI」の文字を書いたものと容易に認識できるものであり、格別特異なものとはいえないから、本願商標は普通に用いられる方法の範囲内で表してなるものである。

そして、本願商標からは、「ハナスイ」の称呼を生じるところ、「ハナスイ」の読みを漢字及び平仮名で表した「鼻吸い」の文字（語）は、「鼻水を吸引すること」を表す文字（語）として広く一般に使用されており、「鼻水吸引器」を表す文字（語）として、「鼻吸い器」や「鼻吸い」の文字（語）が使用されている実情も認められる。さらに、日本語（漢字、仮名）の読みを欧文字つづりにより表記することはごく普通に行われており、本願の指定商品に関連する分野においても、商品を表す日本語の名称が欧文字つづりにより表記されている実情がある。

そうすると、本願商標を本願の指定商品である「家庭用鼻水吸引器」に使用しても、これに接する取引者、需要者は、「鼻吸い」の文字（語）を欧文字つづりにより表記したものと理解し、当該商品が「鼻水を吸引するための商品」であることを認識するにとどまるというのが相当である。このことは、「家庭用鼻水吸引器」においても、「鼻吸い」の文字（語）が商品の説明等に使用されている実情が認められることから裏付けられる。

以上によれば、本願商標は、単に商品の品質及び用途を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であり、商標法3条1項3号に該当する。

(2) 商標法3条2項該当性

原告は、令和5年7月頃から本願商標と同一の標章が付された家庭用鼻水吸引器（以下「原告商品」という。）を製造、販売しているところ、原告商品の売上金額は必ずしも多いとはいえず、Amazon（以下「アマゾン」という。）における「家庭用鼻水吸引器」の市場に占める原告商品の占有率も約7.5%にすぎない。また、原告商品についての広告宣伝は、アマゾン及び楽天市場に限られたものであり、本願商標の使用期間も僅か2年程度と長期にわたるものとはいえない。そして、「鼻水吸引器」を表す文字（語）として「鼻吸い器」や「鼻吸い」の文字（語）が使用されている実情があり、商品を表す日本語の名称が欧文字つづりにより表記されていることからすると、本願商標が、その指定商品に使用された結果、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるに至っていると認めることはできないから、本願商標は、商標法3条2項の要件を具備するものとはいえない。

第2 取消事由

1 取消事由1 商標法3条1項3号該当性についての判断の誤り

取消事由1に関する、原告の主張は、次のとおりである（被告の主張は省略）。

(1) 本願商標が自他商品識別力欠如商標に該当しないこと

ア 本件審決は、本願商標は、その構成全体として「HANASUI」の文字を書いたものと容易に認識できるものであり、格別特異なものとはいえないから、普通に用いられる方法の範囲内で表してなるものであるとする。

商標審査基準によれば、取引者において一般的に使用する範囲にとどまらない特殊なレタリン